

平成22年（行ウ）第11号

原告 宮 部 龍 彦
被告 滋 賀 県

原告第1準備書面

平成23年4月11日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原告 宮 部 龍 彦

第1 被告の主張に対する反論等

1 被告第2準備書面第1の1について

同和対策地域総合センター要覧は既に滋賀県知事により部分公開されており、その余の主要部分であるセンターの名称、位置等は各市町によって公開されてきたものであって、そういった意味で内容はおおむね公知という意味である。

2 同2について

- (1) 原告の利益は、市町の設置管理条例や「滋賀の部落」（甲4号証）により既に公となっているセンターの名称と位置、同和地区の場所が情報公開条例による手続きにより公開されることである。本件情報が公開条例第3条が定める「通常他人に知られたくない個人に関する情報」に該当しているかどうかに関わらず、「みだりに公開することのないように最大限の配慮」するという目的は既に破綻している。
- (2) 部落解放同盟滋賀県連合会が同和地区の場所を把握しているのは当然のこととして、それ以外の者が同和地区の場所を把握できない理由がない。現に同和地区に対する特別施策（甲9、10、19、20号証）が行われており、同和地区には誰でも住むことができるにも関わらず、対象地域を特定の団体しか公言できないことは住民に対する差別的な取

り扱いであって、不当である。

- (3) 被告は現実に差別が起こっているというが、乙7ないし乙12号証にあるように「部落地名総鑑」を作ること自体が差別であれば「同和地区の場所を開示することは差別につながる、なぜなら同和地区の場所を開示することは差別だからだ」という循環論法である。また、乙13号証には、これが部落差別であったとはどこにも書かれていないし、乙14ないし乙17号証はいずれも意識調査であり、「現実に差別が起こっている」かどうかを調査したものではない。

3 同3について

- (1) 同和対策事業は法律上は平成14年3月末をもって終了しているが、それは事実上の同和対策事業が廃止されたことを意味していない。

例えば雇用保険法第32条では厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの（就職困難者）に係る失業手当の所定給付日数を延長することが定められており、さらに雇用保険施行規則第32条第5号（甲19号証）により就職困難者には「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」が含まれるとされ、平成14年4月1日労働省職業安定局長通達（甲20号証）により、同和関係住民に対する「就業指導・職業紹介事業については同和问题などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等を対象とした一般対策に再構成することと」されている。そのため、同和関係者に対しては失業手当の上乗せ支給が行われており、生労働省職業安定局雇用開発課就労支援室によれば平成21年度で滋賀県内で112件、全国で1515件の実績があるということである。

4 同4について

- (1) 自由同和会の平成22年度運動方針（甲14号証）で言うところの部落地名総鑑は、同和地区地名一覧を営利目的に利用する行為を指すものである。原告は非営利目的で情報公開請求しているものであるし、情

報公開制度の趣旨は法令で定められた手続きにより誰にでも公平に情報を公開することであるので、ここでいう部落地名総鑑には当たらない。

- (2) 戸籍の不正取得事件については、そもそも戸籍で同和地区出身を調べるといふ行為に矛盾がある。戸籍に記載された本籍地は住所や出身地とは無関係である。また、出生地は一般的な意味での出身地ではなく物理的な出生の地（病院や産院というケースが多い）を表すもので、しかも現行の戸籍には市町村までしか記載されない。本当に同和地区出身かどうか調べたいのであれば、住民票により転居履歴を調べる必要がある。

仮に戸籍が部落差別と関連するというのであれば、例として原告の戸籍（甲21号証）を提出するので、これを使ってどのように同和地区出身が判別できるのか、被告に説明を求める。「地名総鑑を使って出身地を調べるのはどこの業者もやっている」ということであるが、原告が天津市の「ガルエージェンシーびわ湖」と「総合探偵社シークレットジャパン滋賀」の2つの探偵社に聞いたところでは、いずれもそのような調査はやっていないということであった。また、大阪府は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（甲22号証）があるため、「どこの業者もやっている」ということは滋賀県以上にあり得ないことで、朝日新聞の報道は信ぴょう性が低い。

5 同5について

被告は滋賀県の同和地区住民を近隣府県の者が差別をするといった趣旨のことを述べるが、それは根拠のない被告の独自見解であって、意識調査はいずれもそのような趣旨の調査を行っていない。

6 同6について

同和地区の人々の自立と交流を目的に運営されてきた施設が存在する地域が同和地区と無関係とは考えられないし、センターが例外なく同和地区あるいは同和地区の付近にあることは事実である。

7 被告第2準備書面第2の2について

- (1) 被告が引用する平成15年11月11日最高裁判決は、大阪市財務課の食糧費支出関係文書に関するものである。

また、平成20年12月18日大阪高裁判決（乙31号証）について堺市に確認したところ、裁判で堺市が問題としたのは個人の住所が地元でよく知られている被差別部落の地名（堺市堺区協和町。かつては「ちぬが丘」「耳原」と呼ばれた地域で、昭和32年に付近一帯が「協和町」と改名された）であったことが分かるということで、被差別部落の地名が分かるという問題ではない。住居表示の旧新対照表は、「旧住所」、「世帯主または会社名等」、「新住所」、「適用」の欄があるので、旧住所と新住所は特定の所有者がいる土地を識別できるほどに詳細なものである。2つの裁判に共通することは、対象となる情報が文字通り特定の個人（1人の人間）と結び付いていることである。しかし、本件情報のセンターの名称と位置、同和地区名はいずれも特定の個人とは結びつかず、せいぜい一定のグループに結びつくものである。また、どの住所が同和地区なのか個別に判断できるほどの精度はない。例えば「滋賀県愛荘町長塚151番地は同和地区か？」ということは本件情報からは判断できない。

- (2) JIS Q 15001（乙32号証）と平成11年労働省告示第141号（乙33号証）は、いずれも特定の個人に関する情報の収集についての指針であって、個人に結びつかない情報とは無関係なものである。

8 同3について

- (1) 第45回行政情報公開部会（乙34号証）で検討された「地域改善対策等に関する情報」が具体的に何を指すのか明示されておらず、これだけでは本件情報との関連性が曖昧である。それが同和地区の地名を指すとしても、どこまで詳細なものを想定しているのか、不明確である。
- (2) 大阪府で同和地区の場所が個人情報として扱われていることは原告

も知ることであるが、乙35、36号証からも分かるとおり、大阪府は条例にそのことを明示しておらず、大阪府による独自解釈にすぎない。なおかつ、この解釈は既に破綻している。

同和対策事業を直接行っていたのは、多くの場合大阪府のような広域自治体ではなく、基礎自治体である。基礎自治体は同和対策事業について広域自治体よりも詳細な情報を持っている。また、情報公開制度は広域自治体と基礎自治体で独立しているため、広域自治体の意思とは無関係に情報が公開されることが度々ある。例えば大阪市は市が取得した同和対策関連未利用地について、同和地区の場所が特定されるが所在・地番を公開するとしている（甲23号証）。滋賀県においても、御庁における平成21年（行ウ）第16号事件で同様のことが起こっている。また、同和対策の窓口団体であった大阪府人権協会により大阪府の同和地区一覧が掲載された書籍（甲24号証）が出版・頒布されており、同様に大阪市人権協会は市内の同和地区の具体的な区域を記載した書籍（甲25号証）を出版・頒布した。そのため、大阪府内の同和地区の場所は公知のものとなっている。滋賀県においても「滋賀の部落」により同様のことが起こっていることは、繰り返し説明しているとおりである。また、大阪府にも滋賀県におけるセンターに相当する隣保館（かつては解放会館と呼ばれた）がある。大阪府は隣保館の名称と位置（甲26号証）を公開しているが、問題は起こっていない。

9 同4について

本件情報のうち、センターの名称と位置、同和地区の場所は既に公知のもので、それ自体が「他の情報」から得られるものなので、本件情報が公開されることにより、センターの周辺住民や同和地区の住民の権利利益に新たな影響を及ぼすことはない。従って、本件情報を他の情報を照合する際の問題を論ずることは無意味である。

1 0 同5について

カルテ、反省文、個人の未発表の研究論文、研究計画等は個人が特定されるかどうかに関わらず、特定の個人と結びつくものである。しかし、本件情報は特定の個人とは結びついておらず、これらと同列に扱うことはできない。

1 1 同7について

- (1) 地域総合センター要覧の内容と完全には一致してはいないが、全てのセンターと同和地区の位置は、訴状の通り既に特定可能となっている情報である。

被告は本件情報について「極めてセンシティブ」という。原告も行政やメディアなどで同和地区地名がセンシティブであるとかデリケートな情報と言われていることは承知しているが、それは住民の権利利益という観点から言われているものではない。部落解放同盟の意に沿わない形で情報を扱おうと、甲7号証のような糾弾が行われるからという、単に政治的な理由である。実のところ、同和地区の場所という情報は、同和地区住民にとって「極めてセンシティブ」なのではなく、部落解放同盟に糾弾される可能性のある同和地区以外の住民や、行政にとって「極めてセンシティブ」なのである。例えば、地域総合センターが同和地区に限って設置され、事実上同和地区の位置が分かるような状態になっていたことが既に矛盾している。また、愛荘町長塚地区ではセンターの周囲の住民の名前が一目で分かるような案内板（甲27号証）が公道に設置されている。本当に住民にとって「極めてセンシティブ」な情報であるなら、このような扱いはされないはずである。

1 2 同8について

公営住宅は地方自治法244条が定める公の施設であり、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないこと、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないこと、同244条の2により設置管理条例を定めなければならないことを鑑みると、そ

の名称や位置，設置目的は法令により公開されることが予定されているものである。例えば神奈川県横須賀市では同和対策市営住宅「武ハイム」の情報（甲28号証）が公開されているが，特に問題は起こっていない。少なくとも，本件情報のうちセンターに関するものは，それと同等のものである。

1.3 被告第2準備書面第3について

公開条例第6条第6号が想定しているのは，例えば未実施の試験の問題や，入札の予定価格のような，それを公にすることにより実務的な意味で支障が出るような情報である。一方被告の事業は，同和地区の場所が公になったとしても，事業の意義があるかどうかはともかくとして，そのまま継続可能なものである。また，同和問題の解決に向けた取り組みには様々な方法が考えられるのだから，本件情報が公開されれば，それに即した別の方法で取り組めばよいだけのことである。

第2 原告第1準備書面の補足等

(2) 原告第1準備書面第2の6(7)イについて，平成23年1月21日付で滋賀県立図書館長から滋賀の部落の閲覧を拒否された（甲29号証）。

しかし，滋賀県立図書館の蔵書を調べたところ，草津市の新田地区（甲30の1号証），近江八幡市の末広，堀上，大森，住吉，八幡の各地区（甲30の2号証），中主町（現野洲市）の北比江地区（甲30の3号証），野洲町（現野洲市）の小篠原，和田地区（甲30の4号証），栗東町（現栗東町）の十里地区（甲30の5号証）の地名や場所が書かれた図書が開架に置かれており，貸し出しも自由であった。

証 拠 説 明 書

平成 23 年 4 月 11 日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証 標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	
甲 1 9	雇用保険法 施行規則 (抜粋)	写し	S50.3.10	労働省	「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」に対する特別施策が行われていること。
甲 2 0	職業安定行政に係る地域改善対策特例事業の一般対策への円滑な移行について	写し	H8.3.31	労働省職業安定局長	「社会的事情により就職が著しく阻害されている者」に同和関係者が含まれること。
甲 2 1	戸籍謄本全部事項証明	原本	H23.4.5	鳥取市長	戸籍で同和地区出身を判別できないこと。
甲 2 2	大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例	写し	S60.3.27	大阪府	大阪府で探偵や興信所が同和地区出身者を調査できないこと。
甲 2 3	都市経営会議会議要旨	写し	H18.7.3	大阪市	大阪市が同和地区の場所が分かる行政文書を公開することとしたこと。
甲 2 4	大阪の同和事業と解放運動 (抜粋)	写し	S52.5.10	大阪府同和事業促進協議会	大阪府の全ての同和地区の地名が公知であること。
甲 2 5	50年のあゆみ	写し	H15.2	大阪市人権協会	大阪市の全ての同和地区の区域が公知であること。

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 2 6	平成 2 1 年 度大阪府隣 保館運営費 等補助金実 績報告書の 隣保館概況 調書	写し	H23. 2. 17(公開日)	大阪府下 市町(中 核市, 政 令指定都 市を除 く)	大阪府が隣保館の 名称と位置を公開 していること。
甲 2 7	愛荘町長塚 地区の住居 案内板の写 真	写し	H23. 11. 10	原告	秦荘町総合セン ターの周辺住民の 名前が公知である こと。
甲 2 8	同和住宅市 営武ハイム 関係文書	写し	H22. 11. 10(公開日)	横須賀市	横須賀市が同和向 け住宅の情報を公 開していること。
甲 2 9	資料の閲 覧・複写に ついて(回 答)	写し	H23. 1. 21	滋賀県立 図書館館 長	滋賀の部落が滋賀 県立図書館で閲覧 禁止とされている こと。
甲 3 0 の 1	木ノ川新田 の暮しと福 祉	写し	S42. 3	滋賀県社 会福祉協 議会	草津市新田地区が 同和地区であるこ とが書かれた図書 が滋賀県立図書館 で借りられるこ と。
甲 3 0 の 2	近江八幡の 部落史くら しとしごと	写し	H4. 3	近江八幡 市	近江八幡市内の同 和地区名が列挙さ れた図書が滋賀県 立図書館で借りら れること。
甲 3 0 の 3	北比江地区 地域改善事 業完工式記 念誌	写し	H3. 11	中主町同 和事業促 進協議会	旧中主町北比江地 区が同和地区であ ることが書かれた 図書が滋賀県立図 書館で借りられる こと。
甲 3 0 の 4	野洲の部落 史	写し	H12. 3	野洲町	旧野洲市小篠原, 和田地区が同和地 区であることが書 かれた図書が滋賀 県立図書館で借り られること。

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 3 0 の 5	十里村古文 書研究	写し	S54.3	滋賀県同 和問題研 究所	旧栗東町十里地区 が同和地区である ことが書かれた図 書が滋賀県立図書 館で借りられるこ と。